

建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者等の雇用関係について

建設工事における現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐について、「直接的かつ恒常的な雇用関係」の確認方法等を次のとおり取り扱うこととする。

1 雇用期間の要件

雇用期間の要件は表 1 のとおりとする。

表 1 雇用期間の要件

区分	現場代理人・主任（監理）技術者届及び監理技術者補佐設置届提出時	現場代理人・主任（監理）技術者変更届及び監理技術者補佐変更届提出時
現場代理人	契約締結日に雇用関係があること。	本市がやむを得ない理由があると認める場合に限り変更を認める。この場合、原則として左欄と同等であること。
建設業法上の専任を要しない主任技術者	入札の申込のあった日以前に雇用関係があること。	
建設業法上の専任をする主任技術者及び専任特例 1 号により兼務する主任技術者	入札の申込のあった日以前に 3 か月以上の雇用期間があること。	
監理技術者及び専任特例 1 号又は 2 号により兼務する監理技術者		
監理技術者補佐		

2 雇用関係の確認方法

現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐が受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則、表 2 のいずれかの証明書類とする。

表 2 雇用関係の確認方法

番号	証明書類	雇用開始の認定日	摘要
1	監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写し	交付日	両面を添付すること。

2	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し	最新の通知書の通知日 ※	
3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し		
4	雇用証明書	雇用開始日	氏名、生年月日、雇用開始年月日、事業者名称、証明者、証明日（3か月以内のもの）に関する記載があり、証明者（代表者等）印が押印されたものであること。

※最新の通知書等では表1に示す雇用期間の要件を確認できない場合は、前年度の通知書や他の書類もあわせて確認する場合がある。

2 適用年月日

令和7年12月2日以降に主任技術者等の雇用関係を確認する必要がある案件から対象とする。